

令和7年度 群馬県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和7年8月28日（木）14:00～16:00

開催場所：群馬県市町村会館 8F「特別会議室」

出席者：委員10名

日本年金機構 事務局9名

1 開 会 前橋年金事務所副所長

2 あいさつ 前橋年金事務所所長

3 委員・日本年金機構職員 紹介

4 議 事

議題1 地域年金展開事業について

議題2 令和6年度 群馬県地域年金展開事業の事業実施報告について

議題3 令和7年度 群馬県地域年金展開事業の事業実施計画について

資料1 地域年金事業運営調整会議資料（群馬県）

事務局より資料1について説明。

議題4 国民年金保険料の納付状況等について

資料2 【群馬県】令和7年度運営調整会議資料(国民年金納付率)

事務局より資料2について説明。

1 主な意見・要望等

議題1について

意見・質問なし

議題2について

（委員）

新規適用事業所に対する制度説明会を年1回実施している事務所と年12回実施している事務所がある。乖離している理由は何か。

また、ハローワークにおける雇用保険受給者説明会が実施されていない事務所があるが、要因はなにか。

（事務局）

新規適用事業所の制度説明会を開催しても参加者数が伸びない状況にあり、開催方法の見直しを行っている。対応策として今後WEBによる制度説明会の開催を予定している。Microsoft Teamsを利用し、定期的に開催する。

ハローワークにおける説明会については、新型コロナウイルスの影響により自粛され、現在においても実施できていない事務所がある。説明会への参加を要望しているが、ハローワークのプログラムが多く、入り込む余地がないというのが主な要因となっている。

しかしながら、失業特例免除制度を説明する有効な機会であるため、説明会に参加できるよう今後も要請を続ける。

(委員)

情報提供すべき相手に情報が伝わらないということの無いよう対応いただきたい。

地域年金展開事業の連携先として職業安定局も名を連ねているので、連携を図りながら進めていく事が有効と考える。

年金ポスタークールについては、昨年のこの会議で提案させていただいたが、早速、実施していただいた。スピーディーな対応に感謝する。実施を重ねることにより、応募件数も増えると思う。群馬県における有効な地域年金展開事業のひとつとして広く県民に周知していただきたい。昨年はマスコミ報道や新聞報道が行われなかつた。ポスターの掲示についても前橋中央公民館元気21の3階で行われたが、あまり人が集まらなかつたように思う。マスコミ報道に関しては、後援に上毛新聞社や群馬テレビが名を連ねている。事前の調整により報道してもらえるのではないか。また、掲示についても、例えば県庁のホールや、高崎駅など多くの方が集まる場所に掲示していただくと事業効果もあがり、応募した生徒や学校関係者のモチベーションにもつながる。ぜひ検討いただきたい。

(委員)

令和6年度に前橋管内の市町村職員研修が4回行われているが、対象市町村の内訳を教えていただきたい。また、年金セミナーについては、26校の高等学校で実施されているが内訳を後日で良いので教えていただきたい。

(事務局)

後日、回答させていただく。

(委員)

前橋の大学でのセミナー実施回数が1校のみとなっている。もう少し働きかけをしたほうが良いのではないか。また、専門学校等については、日本語学校も対象となっているか。

(事務局)

日本語学校も対象となっている。群馬県では、外国人が増加しており、制度周知が非常に重要と考えている。

議題3について

(委員)

無年金者対策、あるいは低年金者対策として、特に60歳以上の任意加入者についての取組があれば教えていただきたい。

(事務局)

まずは20歳から60歳までの40年間について、きちんと納付いただくための取組が重要と考えている。この後、国民年金保険料の納付率について説明をさせていただくが、まずは、こちらの対策をしっかりと進めたい。

(委員)

社会保険制度では年金と健康保険が大きな柱となっている。広報活動や制度説明会など、今後も年金機構と健康保険協会とで連携し取り組んでいただきたい。

(事務局)

引き続き協力をお願いする。

議題4について

(委員)

全国平均の納付率と群馬県の納付率の記載があるが、令和4年度以降、群馬県の納付率が全国平均を下回っており、無年金、低年金につながる要素が高まっている。外国人の増加が要因のひとつと考えられるが、この会議の目的とするところは制度を周知し、納付率の向上に繋げていくことでもある。

会議の中で出来ることがあれば、委員の皆様に協力いただき取り組んでいけたら良いと思う。

(事務局)

機構としても現場の職員だけでは出来ないことがある。今年度は企業や教育機関への協力要請などの取り組みを強化している。引き続き協力をお願いする。

(委員)

高等学校では18歳成人が定められ新しい学習指導要領が規定された。

家庭科と公民、いわゆる社会科の中で年金を始めとした教育の充実が求められている。

学校でできることは限られているので、専門機関と連携し授業を充実させたいと考えている。年金セミナーの実施結果を見ると、参加する前後で、多くの受講生の年金に対する印象が良い方向に変わっている。高校は所管59校あり、依頼があればセミナーの実施に協力する。1校でも多く年金の大切さを伝えていただきたい。

(事務局)

年金機構の組織目標として、低年金防止、無年金防止がある。年齢の高い方へのメッセージと思われがちだが、若い方に制度をしっかりと理解していただくことも非常に重要となっている。是非協力をお願いしたい。

(委員)

関東信越厚生局における取組について紹介させていただく。

東京都において、学生の年金受給権確保の観点から毎年7月中旬に、管内に所在する学特法人の指定を受けていない大学等に対して勧奨文書を送付している。

今年度も先月、勧奨文書を送付した。また、機構本部より、当勧奨文書について各年金事務所に展開するよう依頼している。

各年金事務所から外国人留学生の多い大学等に対し、学特法人の指定を要請されることは思うが、その際には当局からも勧奨文書を送付しており、国側としても学特法人制度を推進している事を先方に伝えていただきたい。

(事務局)

学特法人の勧奨について現場で進めている。昨年度、前橋管内で1校学特法人になっていただいた。国側でも学特法人の指定を推進している事を伝えることにより、学校からの理解が、より得られやすくなると考える。今後もしっかりと対応して行く。